

伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者に対し、市が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・耐震改修を促進し、もって地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、一般診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 耐震診断者 社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱に基づき市が耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する木造住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅若しくは併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの。以下同じ。）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅若しくは併用住宅
- (2) 地上二階建て以下のもの
- (3) 在来軸組工法によって建てられたもの
- (4) 木造住宅の所有者は、市税を滞納していないこと。

(申請手続)

第4条 この要綱に基づき耐震診断を受けようとする対象建築物の所有者（当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人）は、構造的に独立した棟ごとに、木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢崎市税の納付状況明細書
- (2) 対象建築物の家屋評価証明書
- (3) 建築確認通知書の写し又は案内図、平面図及び現況写真（2面以上）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断者の派遣の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容を速やかに審査し、耐震診断者の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断実施通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により耐震診断者の派遣の決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、耐震診断者の派遣について条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断者を派遣しないことを決定したとき

は、耐震診断を実施することができない旨の通知書（様式第3号）にその理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に規定する通知書の内容に変更が生じたときは、木造住宅耐震診断変更通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は派遣の辞退）

第6条 耐震診断者の派遣の決定を受けた者（以下「派遣対象者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断変更申請書（様式第5号）に、耐震診断の変更する内容を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき決定の変更を認めたときは、木造住宅耐震診断変更承認通知書（様式第6号）により派遣対象者に通知するものとする。

3 派遣対象者は、事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震診断辞退届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断実施取消通知書（様式第8号）にその理由を付して、当該派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により耐震診断者の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

（耐震診断者の派遣に要する経費）

第9条 耐震診断に要する費用は、市及び国が負担するものとする。ただし、耐震診断者の交通費については、派遣対象者の負担とし、現地調査時に耐震診断者へ直接支払うものとする。

（結果報告）

第10条 市長は、耐震診断者から耐震診断結果（財団法人日本建築防災協会書式）について報告を受けたときは、内容を速やかに審査し、その結果を木造住宅耐震診断実施結果報告書（様式第9号）により当該派遣対象者に報告しなければならない。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第11条 市長は、耐震診断結果に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の確保及び向上が図れるよう派遣対象者に対して、必要な指導及び助言をすることができる。

（守秘義務等）

第12条 耐震診断者は、木造住宅耐震診断事業に関し、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 耐震診断を他に委託し、又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

年 月 日

伊勢崎市長 様

(申請者)
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断申請書

伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第4条の規定により、次の住宅について耐震診断者の派遣を申請します。

申請書及び添付書類を耐震診断者に情報提供することに同意します。

住宅の概要	所有者氏名				
	所在地				
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	構造	木造 (在来軸組工法)			
	階数	階			
	床面積	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		階	m ²	m ²	m ²
		階	m ²	m ²	m ²
		延床面積		m ²	
	建築年月	年 月 頃 (<input type="checkbox"/> 完成 <input type="checkbox"/> 着工)			
設計図の有無	<input type="checkbox"/> 有 (建築確認 年 月 日第 号) (建築確認 年 月 日第 号) <input type="checkbox"/> 無				
※ 受付 欄					

- ※ 添付書類 (1) 伊勢崎市税の納税証明書 (完納証明) (2) 対象建築物の家屋評価証明書
(3) 建築確認通知書の写し又は案内図、平面図及び現況写真 (2面以上)
(4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

伊勢崎市長



木造住宅耐震診断実施通知書

年 月 日付けで申請のありました耐震診断者の派遣について、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²
耐震診断期間	年 月 日から 年 月 日まで			
派遣耐震診断者				

備考

- 後日、耐震診断者（群馬県建築士事務所協会会員）から耐震診断に関し、連絡がある場合がありますのでご承知おきください。
- 耐震診断（調査）当日は、立会いをお願いします。（原則、市職員の立会いはありません。）
- 耐震診断の結果は、内容審査等の関係上、1箇月以上期間がかかる場合がありますのでご了承ください。

年 月 日

様

伊勢崎市長



耐震診断を実施することができない旨の通知書

年 月 日付で申請のありました耐震診断について、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により、実施できないことを決定しましたので通知します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²

実施できない理由

年 月 日

様

伊勢崎市長



木造住宅耐震診断変更通知書

年 月 日付けで通知いたしました伊勢崎市木造住宅耐震診断実施通知書について変更が生じたので、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²
変更の内容	変更前			
	変更後			

変更の理由

年 月 日

伊勢崎市長 様

(申請者)
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震診断変更申請書

年 月 日付けで通知がありました伊勢崎市木造住宅耐震診断事業について変更が生じましたので、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更の理由				
※ 受 付 欄				

年 月 日

様

伊勢崎市長



木造住宅耐震診断変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました伊勢崎市木造住宅耐震診断事業について、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり変更の承認をしましたので通知します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²
耐震診断期間	年 月 日から 年 月 日まで			
変更承認日	年 月 日			

備考

年 月 日

伊勢崎市長 様

(申請者)

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

木造住宅耐震診断辞退届

年 月 日付けで通知がありました伊勢崎市木造住宅耐震診断事業について取りやめますので、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	木造（在来軸組工法）
	階数	階	延床面積	m ²

取りやめの理由	
---------	--

年 月 日

様

伊勢崎市長



木造住宅耐震診断実施取消通知書

伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により、 年 月 日付けで通知した耐震診断者の派遣決定については、次の理由により取り消しましたので通知します。

取り消した理由

年 月 日

様

伊勢崎市長



木造住宅耐震診断実施結果報告書

年 月 日付で申請のあった耐震診断について、伊勢崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱第10条の規定によりその結果を報告します。

※ 耐震診断実施結果 別紙のとおり